

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

いまから熱中症予防対策を

段々と暑くなり、今年も熱中症の季節になってきました。毎年5～6月頃から熱中症によって労災認定される事故が発生しており、実際に**2023年は7月において、16名の熱中症による死亡事故**が発生しています。

年別	2019	2020	2021	2022	2023
労災人数 (うち死亡)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,045 (28)

月別(2023)	～5月	6月	7月	8月	9月	10月～
労災人数 (うち死亡)	24 (0)	61 (1)	416 (16)	462 (9)	78 (2)	4 (0)

時間別 (2023)	～ 9時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時	15 時	16 時	17 時	18時 ～
労災人数 (うち死亡)	138 (4)	105 (1)	151 (5)	99 (1)	69 (0)	115 (5)	118 (2)	99 (1)	69 (7)	82 (2)



2023年の6～8月の全国の平均気温は、1898年の統計開始以降で最も高く、記録的猛暑により熱中症による労災人数が急増しました。また、「超熱帯夜」も観測され、0時台から9時台までの労災人数も増加しています。

気象庁が公表している今年の6月～8月の天候の見通しによると、「**全国的に気温が高くなり、猛暑日が増えると予想している**」となっているため、例年同様の警戒と気温が高くなった場合の対策を検討しておきましょう。

熱中症予防 前日／仕事前／仕事 中のチェックポイント

①前日のチェック

- ☑ 仕事前日の飲酒は控えめに
- ☑ ぐっすり眠る
- ☑ 熱中症警戒アラートの確認

②仕事前のチェック

- ☑ よく眠れたか
- ☑ 食事をしたか
- ☑ 体調は良いか
- ☑ 二日酔いしていないか
- ☑ 熱中症警戒アラートの確認

③仕事 中のチェック

- ☑ 単独作業を避け、声をかけ合う
- ☑ 監督者は現場パトロール
- ☑ 水分・塩分の補給
- ☑ こまめに休憩

マスク着用を継続している場合の熱中症予防対策

特に屋外で作業をする場合など、マスク着用状態での作業継続は熱中症のリスクが高まるため、マスクを外して休憩するタイミングを取るなどの予防策が必要です。

マスクを外し
休憩・水分補給



おしながき

- ▶ STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン
... P 1
- ▶ 定期監督による法令違反
ランキング
... P 2
- ▶ 助成金ニュース
実践で学ぶ!
サトーの研修サービス
... P 3
- ▶ オススメ本紹介
スタッフ紹介
... P 4

6月・7月の労務・税務

6月10日

- 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出

7月1日

- 社会保険料の納付
- 外国人雇用状況の届出

7月10日

- 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 社会保険の算定基礎届の提出
- 労働保険の年度更新申告納付

7月16日

- 高年齢者・障害者の雇用状況報告書の提出

7月31日

- 社会保険料の納付
- 外国人雇用状況の届出
- 労働者死傷病報告の提出

定期監督による法令違反ランキング

違反件数の上位トップ10

定期監督等 実施事業場数	142,611 件
うち 違反事業場数	100,696 件
違反事業場比率	70.6%

厚生労働省が公表している令和4年労働基準監督年報において、労働者等からの申告による立入検査を除いた**定期監督等を受けた事業所のうち、約7割の事業において法令違反状態**にあったことが分かっています。
法令違反が多かった項目から、自社が同様の違反状態になっていないか確認しましょう。



1位	健康診断	労働安全衛生法66条～66条の6	29,974件
2位	安全基準	労働安全衛生法20～25条	27,041件
3位	労働時間	労働基準法32条	22,305件
4位	割増賃金	労働基準法37条	20,554件
5位	年次有給休暇	労働基準法39条	14,264件
6位	労働条件の明示	労働基準法15条	13,853件
7位	賃金台帳	労働基準法108条	12,254件
8位	年次有給休暇 管理簿	労働基準法施行規則24条の7	11,264件
9位	就業規則	労働基準法89条	9,546件
10位	時間把握	労働安全衛生法66条の8の3	8,837件

1位：健康診断

法令で定められた健康診断をきちんと実施していますか？

労働安全衛生法66条（健康診断）
事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければなりません。

厚生労働省令で 定める健康診断	①雇入時の健康診断	・・・雇入れの際
	②定期健康診断	・・・1年以内ごとに1回
	③特定業務従事者の健康診断	・・・特定業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	④海外派遣労働者の健康診断	・・・海外に6月以上派遣する際、 帰国後国内業務に就かせる際
	⑤給食従業員の検便	・・・雇入れの際、配置替えの際

健康診断の結果についての医師等からの意見聴取について

- ・事業者は、健康診断等の結果、異常の所見があると診断された労働者について、就業上の措置について、3か月以内に医師又は歯科医師の意見を聴く必要があります。
 - ・意見聴取は、意見を述べる医師等に対し、健康診断個人票の「医師の意見欄」（歯科医師の場合は「歯科医師の意見欄」）に当該意見を記載してもらい、これを確認する必要があります。
- こちらを忘れずに実施しましょう。



助成金ニュース



人材開発支援助成金（人材育成支援コース＜人材育成訓練＞）

人材開発支援助成金は、職務に関連した専門的な知識・技能を習得させるための訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練中の賃金の一部等を助成する制度です。

その中でも、人材育成支援コース＜人材育成訓練＞の概要は次のとおりです。

【支給対象訓練等の概要】

■正社員が訓練等の対象の場合

- ①職業訓練実施計画に基づき行われること
- ②実訓練時間数が10時間以上であること
- ③OFF-JTであること
- ④職務に関連した専門的な知識・技能を習得させるためのものであること
- ⑤当該分野の職務に係る講師経験が3年以上等の講師によること（※）

経費助成	1人1時間あたりの賃金助成
45% (30%)	760円 (380円)

※事業内訓練かつ部外講師による訓練等の場合（）内は中小企業以外の助成額・助成率

実践で学ぶ！サトーの研修サービス



お気軽に
おたずねください！

マネジメント層向け 管理職総合研修

管理職のステップアップに！

マネジメントスキルを磨く2DAYS

2024 マネジメント層向け

実践的なスキルが身につく

管理職総合研修

グループワークで得られる自信

事例を用いたグループワークで、対部下への型作りを図ります。数字思考や業務の棚卸・分析、業務改善の考えを学びます。

カリキュラム

- 「管理職の役割・リーダーシップ」
- 「労務管理」「部下育成」
- 「業務改善の思考」など

価格例（人材開発支援助成金使用時）

（例）中小企業、受講時間11時間、5名の参加

- 受講料(税込)・・・242,000円
- 経費助成額・・・108,900円（受講料の45%）
- 賃金助成額・・・41,800円（760円×5名×11時間）
- 助成金総額・・・150,700円（108,900円+41,800円）

実質負担額(税込)・・・91,300円（242,000円－150,700円）



上記は例です。申請内容等により金額は変動します。
助成金の認定には様々な条件があり、受給の確約はできないことをご了承ください。

ハラスメント研修

カリキュラム

ハラスメントの基礎知識、見極めや向き合い方、取るべきコミュニケーションなどを動画を用いたグループワークやケーススタディで実践的に行います。



ハラスメント禁止の周知から、職場改善や指導方法を学ぶ研修としてご利用いただけます。

オススメ本紹介

「コミュ力」＝「人としての魅力」!?

人材開発支援助成金は、社会人として基礎的なスキル習得のための講習、たとえば**コミュニケーション研修などは対象外**となります。しかし、コミュニケーション能力は仕事を進めるうえで欠かせない能力であり、「部署間の連携が上手いかない」といった悩みは尽きません。そこでオススメなのが、コチラの本です。

『最強のコミュ力のつくりかた』鈴木 祐 著



あなたの言葉が伝わらないのは、あなたに人としての“魅力、が欠けているからである。

これが、本書の大きな結論です。

：

本書では、ここからさらに進んで「人としての魅力とはどういう現象なのか？」を定義した上で、「具体的に魅力を高めるにはどうすればいいのか？」って感じで展開していきます。

「バレオな男」(著者運営ブログ) より抜粋
https://yuchrszk.blogspot.com/2024/04/blog-post_28.html

事務所だより編集者コメント

結局 “いいヤツ、” が人から好かれ、人から話を聞いてもらえて、仕事のパフォーマンスが上がる、ということなんだな、と思いました。私も精進します。。

NewFace

スタッフ紹介



給与チーム
おぎ ゆき
尾木 侑紀
血液型 O型
趣味 ネットサーフィン

Message

3月よりサトーに入社致しました、尾木と申します。
前職では総務業務を中心に労務業務にも従事しておりました。
不慣れで至らないところがあるかと存じますが、お役に立てるよう努めて参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

Welcome on board!

⚠ 固定電話への架電に関するお願い

社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。
事務所不在の場合が多いスタッフのみならず、お客様からの連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。

担当スタッフへのご連絡は、事前にお伝えしております携帯電話番号へ架電いただきますようご協力をお願い致します。

⚠ 当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

当事務所だよりの情報は、発行当時（令和6年5月31日）の情報を元に作成しており、提供する情報等については社会保険労務士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成しておりますが、本資料に含まれるデータ及び情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。また、管轄の労働基準監督署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がございます。当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一切の責任を負いません。



事務所だより その他各号は

サトー 事務所だより 検索



Facebookも更新中です！

社会保険労務士法人サトー(採用)